冠位通考

200
1

東京帝國大學圖書之印

A200
イ
A200
14
昭39.11.25 和
114188
常圓寺 藏書
愛知県有物品
帝国図書館蔵書之記

冠位通考

位階乃沿革ハいと古ける世ゝ伴造八十伴緒ゝ職を世ゝうけて階級ある事なれ共、皆卑も家よりおきたるものつれ位あるて礼れさ迄ける時乃勢よりて、なきいやしくなりいやしきなりのかもる事ハありもすれ、そかれ其中に、大とハ家ゝの只秩はこれ卑し、日本紀をうた蘇我氏物部連、大伴連、阿倍氏、巨勢氏なと貴族、土師連、膳氏、伯連、河内氏なとハそれよりも下もなりと雖、数ゝ乃氏連ハ名はかりあるへく、ほして四造伴造まてうけ

て八省卑の記あまたのかし事なるへし。以上の説は連二遥考るゆゑなり。今
しく略
一つ。推古天皇の御時始十二階を等。日本紀云。推古天
皇十一年十二月戊辰朔壬申。始行冠位大德。小德。
大仁。小仁。大礼。小礼。大信。小信。大義。小義。大智。小智。
并十二階。並以当色絁縫頂撮。総襲而着。紫錦等と
云。あるいは当色とは冠の色なり。小礼以上は紫。信は紺。義は緑。智は
縹なり。しかれども冠の色なり。あるいは当色とは冠の色なり。
必あり。しかるに冠の色なり。制せられたる人は振色のものあるべきこと。
小礼以上は紫なり。信は紺。義は緑。智は縹。
四人は三階のやうなり。冠位とは。是すなわち髻を頂て。その髻を頂て
二つのはしをひねりて。ねりひねりて。其後又折かへして。倍ひねりつくるなり。
紫なり。天皇は二重の服なり。はかまは三重なり。これの髻。或儀式なき
事とあるは。はかまの冠なきなるべき制なるべし。

髻とあるは。いにしへ。こうべのもとどりなり。そは。うなをきるべき
料。本島。あり。かの髻をひねりて頂。ものあり。冠
の中あるべきなり。入なべきなり。切て。おとなの冠。
とい髻。本島。天武
天皇十二年。ものなり。此時群臣は氏と十二等。ようにて。さくの氏
と大德。さくの氏と小德。さくの大仁。さくの小仁。と定めて。其
冠をする。しかるに。冠。はかりやはものなり。尊卑の識
と。冠。位紀をのべて。冠。すなわち。冠。位。
験とする。同し。冠。すなわち。冠。位。
次第。尊卑。冠。位。尊卑。と。冠。と。終るまで。同階。
小德。小中。連。阿倍。臣。物部。連。大伴。連。大宅。臣。巨勢。臣。大仁。
物部。若麻呂。大伴。連。大宅。臣。巨勢。臣。大仁。
大上。石上。礼。部。君。阿曇。連。土師。連。大礼。小部。臣。
式。長。ながき。長。長。長

かゐのゝ[illegible]見[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]敏位除目[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

貴遇すべきの志あるべきの人なれば海内の人のあはれとそれを
ひとすべきの世流れとなりて此度定むるの階を置れけるとなり
とかめるかの一口説に九階の序を一二三四五六七八九とあるを
あるべきやの意きこれ世十二階を今れ三十階にあるべ
きとあてんとする故なれば十二階を十二人具一三十
階を三十人定られたるべきあるべんやいかにもよ
ろしきあるべき制度なり今れ位階を推授して大りの兵車とするべく
ハあるべきハ大徳小徳ハ一位を大仁小仁を二位を大
礼小礼ハ三位を大信小信ハ四位を大義小義大智小智ハ五位を八
位を有るべきなれば位ハあるべき階なれば十二階の下を妻くいあり。先達の
説のごとくなれハ四位以下の者を冠て大臣大連とあるべき人
の冠頂なるべきハ露頂なるべきの冠の制をなるべ

あるべきなり。さて元位の白丁とあるべき頂中巻の人
と冠きるべきハ皇極紀に元年十二月
甲午蘇我豊浦蘇我入鹿額天皇を殺し皇極紀に小徳巨勢臣徳太代
大派皇子而謀次小徳栗田臣細目代軽皇子而謀次大伴連
馬飼代大臣而謀とあり。徳太と馬飼とハ大臣の昇人。
細目と巨田野の茅楯に前部領で人殺れ後四位乃
人殺とこそ云へ。此説すべて世説なり。谷川士清日本紀通
證に北史曰倭有十二等一曰大徳次小徳次大仁次小仁次大
義次小義次大礼次小礼次大智次小智次大信次小信今按
松下氏に北史為是然徳則統全體而言故為首仁礼義智

信以示尤出金以為序蓋取諸漢傳記北史五禮之文
今以制之為一代之事と為す故へ今れに次序を附くの制
度なり仁と以て礼と為す尊卑考級の名あり次假名
つもるもの名れて高低を当時のさまめ位下氏を四
序なりとて皇國のをよろ小切へ小切へ一深なり
今のもの一位二位なれども綾の名の
なりもきくはくきはくきはくきはくなり次に孝德紀に大化三年制
七色一十三階之冠一曰織冠有大小二階以織為之以繡裁
冠之縁服色並用深紫二曰繡冠有大小二階以繡為
之其冠之縁服色並同織冠三曰紫冠有大小二階以紫
為之以織裁冠之縁服色並用紫四曰錦冠有大小二階
其大錦冠以大伯仙錦為之以織裁冠之縁其小錦冠以
小伯仙錦為之以大伯仙錦裁冠之縁服色並用真緋五
曰青冠以青絹為之有大小二階其大青冠以大伯仙錦
裁冠之縁其小青冠以小伯仙錦裁冠之縁服色並用紺
六曰黑冠有大小二階其大黑冠以車故錦裁冠之縁其
小黑冠以菱形錦裁冠之縁服色並用緑七曰建武物部又名
本黒絹為之以紬裁冠之縁之有十二階と定られた
るに推古の時の十二階まもて建武一階を設れるを
初位又名五身ある子孫も新加の階なれこと作る

ゐ〜たるを、先輩すべて、推古の十二階ハとの三年階
りあてなり〜世度ちつきの沿革ハいろ〜もいとゆる
ハ何のそこなわ、試よ〜れをいく〜織冠繡冠ハ一位二位よ紫
冠を三位ゑ錦冠ハ四位五位ゑ青黒冠ハ六位七位ハ位
ゑ建武ハ初位ゑあれわ。大小黒冠ハ紫ケ〜ゆりゑれ初位ゑ
ケ〜ゑ建武を何ゑあてんゑ〜ゑ
しゐ〜ゑ数。ゑゑハゑ〜す。今ゑ〜わつゑ〜ハ服色を
もて擬〜せわ。それ合よ〜しを二位ハ濃紫をもて一位ハ
ゑ〜ゑ〜ゑ位ゑ。ハ何し織冠繡冠ゑもて除ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ
ゑ〜しを〜ゑ〜〜制度の沿革ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ
ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ〜ゑ〜

五年夏四月乙卯朔甲午。於小墨臣勢
德陪古臣授大紫。為左大臣。於小紫大伴長德連。為右大臣。授
小德已上各二人以下小德已上各一人。小德八階。
小織八階。小建八階。
十三日小山上十四日小山下。以上大小織冠。十五日大乙上。十六日大乙下。十七日小乙上。十八日小乙下。以上布冠。一階之中。上下之分。等級之別。十九日五
位已上。
十二月己卯朔丁亥。天皇命大皇弟宣增損冠位階名
其冠有廿六階。大織小織。大縫小縫。
大錦上大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山
中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小

乙甲小乙下大建小建建〻〻建武を
若干〻名付て是為廿六階改前奉曰
錦大化の十階の冠錦といひしを十六階の冠
華と改られ二字今度摩と復せり従錦華乙加六階又模
物位一階為大建小建〻〻の十九階より冠を使ふ
〻〻の下階の階級を陪し〻〻〻

なるべし此令よりのちこれらの名をもつかふ事甲
とあれども色を陪て寸混一なりしゆゑ冠と一様なり
なるべしあなどいくあるべし位階の名一位二位三位四位
五位なるべし三位よりの位はいくるもしれがたしかれども
諸王なり天武四年の紀に小紫長濃王とあり十二年の紀にも
へ〜守持統八年紀に淨廣肆蜂美濃王とあり此人なるべし淨位の位階なり
位を置れく親王の位階八位にしたがひて淨王なりの
紀にまるに親王淨位の叙なれば令の制度八階なるべしと天武
と別れなるべし天武の令の時更に叙を改
とあるに照して叙をいまあるべしまたいくつも
諸王混して叙して親王と一位二位なるべし

位なるべし定むべし　天武八年の紀に二月己丑吉備大宰石川王病之免
於吉備天皇用之大喪日降大恩を贈諸王二位
あり位を贈二位とあるべしいまだ諸王二位とあるべしいまだ二位を叙するのみにて
淨王なるべしいまだ二位を叙するのみにて諸王の二位なるべしいまだ
なるべしいまだ二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ
なるべしいまだ必叙なる二位の次にて淨次なる淨王なるべしいまだ

後とし[illegible]を下り[illegible]る続日本紀の大宝元年の[illegible]
のかゝ[illegible]ハ隋の[illegible]冠の[illegible]
[illegible]。此度よりのち[illegible]の事を停止せられて位記のハ
[illegible]して後として冠ハ[illegible]今漆紗冠なり。[illegible]年の紀より[illegible]結
て加裳冠を止められなり。冠と後と等位記を用られしあ[illegible]
紗冠ハ[illegible]三年の紀の王冠と[illegible]
[illegible]
[illegible]

按日本紀の文にもとゆ冠をもて冠とせしかとも
あり人もあるへからんなれとの給遊位迫授位迫とあるは既に
確執してさ敷なとこうんとはは推古天皇の時より
年々に冠位を冠とせしかとも冠とは
[illegible]
[illegible]
[illegible]

正位深紫、三位以上なり、式部の制なるべしなれども、但し三位以上なり。直位浅紫、四位位なり、式部の制なるべし、服色もまた同じ。勤位深緑、六位用いられるなり、天武の時は浅紫なり。務位浅緑、七位なり。進位深蒲萄、進位浅蒲萄、八位物位なり。蒲萄、今の紫なり。蒲萄、今の紫なり。蒲萄、今の紫

冠換以位記とあるは事のはじめたるいまだ大宝令
たゞ正一位從一位をもて天武の四十八階の内より既に唯一つ正冠
直冠なりといひしを本の書にはたゞ冠直冠なりとのみ
のこりあるはいかに。此文の内に正冠直冠とあるは冠直冠とあるにて一位二
位ハ一つ冠なれ又は下の文に正四位三位從三位等
五等の位に明一品なりとあるのゆゑに正ハ冠の名ゝ外位ハ正冠直冠正五位上
進冠少初位下階とあるこれハ冠と位とをあはせて云へきことなり
もしたゞ位二つなれ共なほ冠なりとのみ
あるはのゆゑなりとのみ。依新令とあるは令に冠の名
つゝかしこきなり。との令と龍紀を引修せられたるゆゑなれ大宝はあらん
を参考と改制せられたるとこゝろいのなきまきりなれ官位令
織冠令と大宝のまきりなり。又某冠といふは冠なりて右にも
故なりにぞ附のくゝ下文あるを皆深冠
とありて冠の色なり。さてく何の料も某冠といふし。

ある撰史の博士ら天武のゆゑ附とあり正位直位一位二位
といひ称ず冠といはるゝ外ひとつ位
幸上ゆゑ
令も史も正典なるなり。令ハ大寶の当時の制史ハ後世の
制なりてなるものなれて令をもて史を辛るもの外なし。
此一條を弁れを日本紀あつきゝ者のもとに結ハなきを。
ある記されを抜ゝ心とすれ共不審千萬なれ。姑
深深と考へ一正史一條の遺失を補て学者千載の
まことをとゝんず。あるゝ者ゆゑの御正明の院号の
記をなるせうん。

三十階の等差也一位ハ二ツ等差也二位ハ等差の約也
まれは授一事もあれと今の事ハ多くて存在の人々
授ることハ少し神位階位ハ多くハ限れる故一位もあ
るべしとかやもあれ大臣ハ二位なるべし
上代ハ二位の不定なりしなり
けり沿革ハ字書ハ通考ハ
儀制令ハ大臣以上若散一位参議
帝不視事三日二位以上卷目帝不視事一日二位以上卷
蕤賓令百官在職免辛當日分番食卷親王及太政大臣散一
位
儀制令の蓋の條喪服令の
礼服条蕤賓令の葬儀贈
物の条なとすべて何れも一位ハ
ことなき事ハ
なり
二位三位ハ大臣の差降
なり以上六階上階を公卿の階なり
数位なるも皆ハ
議貴謂三位以上ありて
人ハ少なり
階の中下の人ハ
ハ上中下の人ハ
ハ上中下の人ハ
三位六位
ハ大臣の階なり
四位五位ハ大夫の階なり
降なり令義解に五位以上謂之通貴
通の条
以上ハ
ハ故寅
ハ
納小舎人ハ
五位六位

位を大とし小を差降す。六位七位八位上代代位下位下位下

たくいやしきものとなりて、はるかなるきはまりとなりぬ。
めれども、その改令泉院のみかどの天長のころ、
ひて覚弘長和三年の比式のかたちとなりつきた
りとぞ申めれど、事もとのかたちのまさるべきなれば、朝野
群載にしるす枚の文書を、大宰府に長保四年、官掌従
七位上国下都宿禰保隆、治暦二年、将曹従七位上玉手朝臣
輔頼、元永三年、従六位上秦宿禰氏春、たがひに二人ずつ、
割ありて侍られしあるべきやうにそなりぬべきやうにぞ人々
その時は
なほ御門をとりまもりてやはらかにわたらんとぞ
うるわきに分二分もまた、位上とあるべきに、流の虚名
ありとぞ、成功をし給ひて位をたまはれば、比ぶるに叙位のはじめは

なりたれども、諸府の尉諸司の三分なりしに、位をもとめられて
六位なりしかば、四位の在廳散位、六位上なりの官掌なる
も在廳となりて、六位なりしかば、官掌なりて、押領使
のもの、和名抄にみえたるわんりょうしゅもの、
根なりとぞきこえたる。六位七位の位、従上下の
階級を再興せられて、校なりとぞきく。八百年外よりき
めく改なり。
外位と、正五位上より少初位下まで廿階ありて、内位は
位階のすぐれたる外位にくらべて
なりの外位にくらべて
割なり。視官といふは類聚国史にみえたり。視官は
官位通考　十六

かゝる武士なれと外五位に准五位なり外六位を准六位なり
ろきまゝ也なりなり外位といふ義は令のまゝ外官
よりくるべき料の位なる故外といふ外官なり郡司軍毅
はなり醫師なりといふ大宰撫津諸國のまゝ外官
なれも内位に叙せらるなり外官なれとも京にかゝ
陽する故之は令のまゝ六位位にて上京して任中の功過によりて内位に
はなりはなれと外国にあるかゝるかはなる人なり事迹
つまびらかに国史にあるもあれとも
その内の特殊なるものはまたあるなり又服内貴人を京にまねく拘
れも親王三位の家にあつて朝廷に出頭する者にあたれ
ば外位に叙せらる外国にあるは功績国家を内と
なしてなれいとなつて実際を外とする之正件の色の人
必外位に叙せらるゝ選叙令に散見するなり按きるに外位に

叙せらるゝは内令に元服内貴人若任職事者段入内位とあるに義解に其内位任外職事者段叙外位也とあるにて之は内外官ともに通ずるものなり
此外に国造　孝徳天皇二年二月の史に諸国造外位に任ずとあるに国造とは
なるべき色の人も国史に所見多
つゝいて記録すべし
祢宜祝　天平七年八月に神祝部従八位上大神基殺外従五位下
天平十五年七月甲子外従五位下
曾乃君多利志佐授正五位上
長屋王の変に伊治呰麻呂反
呰麻呂武伊治呰麻呂
別功の賞　天平十九年九月己亥阿内国人外従五位下阿保
達人麻呂銭二千貫越中国人礪波臣志留志米
三千碩奉慶令那佛知識並授外従五位下
好事の篤道　天平十九年五月辛卯白田外従五位上其妻
久米舎人蹄女事聞して表顕せらるゝ外国にて外位に
叙せらるゝ
和銅養老のころまで外官の人のみ外位に
叙せらるゝ天平のころより内官にもおよぶ天平五年
十月丁亥以外従五位下箭集宿禰虫麻呂為大学頭外従

位下大神朝臣出麻呂為散位頭とありていづれも
ときの常なり後世には外戸の場にて姓氏の凡
平なるに外位に叙とる事なりたり江家次第叙位
の條に若有下姓者經奏聞可叙外階有総時後日改叙内位
とあるにても上一紀の例に外階に叙とるは上一紀と
なく叙位の名實につくへきなり
のなりしなりしなりしなりし天平の例のと必しも
姓に叙とる事にもあらず天平三年五月丙子の叙位に巨
勢朝臣奈氏麻呂巨勢朝臣又兄大伴宿禰祢御助佐伯宿
禰人足はいまだ位なし
息長真人名代當麻真人廣人
天八月の第一にもきこえ
天八のうねせそ
これ下姓にいたるまでにはれし外官
にて姓の人に位をあたへられたるなりけれ
ども下姓の人に位をあたへられたるなりけれ
ども下姓の人に位をあたへられたるなりけれ
ども下

月の史より甲子勅定外五位を叙蔭階等科三月以降あり五月形
行せられ[illegible]ゆえ位と混雑して叙せられしはのちあり色[illegible]
[illegible]文武[illegible]
熟位を二等[illegible]十二等まで十二位なり官位令[illegible]
に一等八位二位より二等を從三位に[illegible]
上の上なり三等八位四位より四等徒四位に[illegible]
つきくに五等八位五位より六等八位五位に[illegible]
のきに[illegible]
[illegible]
[illegible]

叙位を立てらるゝこと、軍功の賞ときこえたり。庶考を
もつて大業を今に庶幾するもの、能くするもの、功の者
とし、加勲のほどあるものを軍功の賞と称するものは本文なきが庶幾
の略文をいふなり。四史に軍功の賞として勲位を授けたる事、作
ることなれども勿論のものなる人に事実を略きて載せ
ず。軍功のみにて文位を授けるは世に人勲位ハ授けられど文位をのぞく。源平
なるの初にも授けることなしとか。天平宝字四年の初に正月雨宮、勲五等陸奥
造成況をして文位を授けるとあるハ鎮撫の功賞なれども官書にハ
見ざる功授者なり。勲位とのべたるハ位なり。又天平宝字四年九月乙巳に牡鹿連嶋
足授上忌寸刑田麻呂に従四位下、紀朝臣船守に従五位下、とあるハ島足と刑田麻呂
とハ蝦夷押勝の刑に訓儒麻呂を殺せる賞なり。さてハ矢田部老を刑せる賞なり。
此東人を勲四等にあるハ、ハなく法格にて賞ぶべ
き以功授者にもあらん。古事記の序に太朝臣安麻呂を
勲四等にあるに、書紀の記の部内の連署に、安麻呂を
第一にあるにハ必ず軍功の賞ともいふべし。天平神護
元年正月廿日の叙位に正三位諱、光仁天皇なり、に並授勲二等
廿人この勲六等以上、従三位池上女王勲二等女の類、巻五十
五人とのべたるにいたる。その日の宣命に仕奉人等の中に其仕
奉随状治賜人毛在、此日の叙位に文位をも授けるひとりなりとも
いふべし。又御軍に仕奉礼留伝天治賜人毛在、ある御軍
とハ渡路の事廃立のこと恵見仲麻呂伏誅のこと。

此てその叙人の中に男女ともに和氣王山村王藤原薇
下麻呂女に勲位いちしるきもいとまれに光仁天皇藤
原真楯右備真備女とこれらの人は男女の業なれば大將軍と
あるべきに事遠の國史をもとにはしるし侍
必しもこのまゝあるにはあらぬも多くまして女官八進捕
殺獲の功あるべきにあらず其中伴麻呂ら流及殺害
したりかゝれの便なきに人なあらはやせんかりわれ
小玉女妻系連塩土田塩八吉女
なりとも慶雲五年遣唐使なるべきそれもたゞ二人ばかり
疎なるにて十五人まで功あるべしとも功あるべき女王に
はめし何ぞ必授るたるを知るべき拾ふべきよつき
てこの國の勲をもとめる大唐六典司勲郎中の條に

凡征鎮勲。征とは征伐なり鎮とは鎮戍なり。未授勲已者。其勲依例加授其餘
流勲未授勲已者。不在叙限。とある流勲とは何ぞ考へ人も
流勲授たるなるべしとは皇朝も其制にならひて
流勲も有しにやあらんそれも官位ある人の勲位は何の
新しくなるべんそれも勲位のなきにそれいとれわる
を四位の人の勲五等の考を常にしるして座次り五
のたのもなくて服飾威儀のたのもなくわれ四の
長なるべし。律の官品のはじめに官位勲位とこれを
先官位をそ當功を勲位をもとにしるしたるは目あれ
死をわれ位なくしてのみ位と二の位をもとるべき事
あるべきあるべき必得分あるべきなり。
位田位分位勲位と異
なるべきなり。

格は諸は度の書に所見なし。り給ふ。りなくて。令條に准據する歟。蓋は正三位に同して四位町。二考は後三位に同して四位町。すくなくして。令條にもなし。必位田はあるべきなり。官位なくして勲位にてあるべき。食封位祿しいふべきなり。食封位祿は。令案に無敬正二年者則得給とあり。勲位と勲功のみにて加轉するはなし。上日の考をつむ。すべて考なきなり。唐四の制度は。永業田として。上柱國十二轉にいふ。こゝにて下より一二とをなる。故十二轉は皇孫の勲つ考あるべきなり。三十頃。柱國七轉にいふ。こゝにて下より一二とをなる。の勲二考なり。廿五頃。つき減して。雷騎尉武騎尉二轉。一轉。なるべきなり。六十畝。よりくるけて。上柱國四二品。官位令に見えたり。柱國八位二品。よりくれたる。正二品の永業田。四十頃。後二品。廿五頃。なれと。勲位の位田。なり。減しなり。官國にて八位。

ありなし。良しいふべきなり。さて。令文。なる。勲位。

位田のなりのこと。食封位祿資人賜物なりの数。

蔭の位子のおのおのの。蔭子のなり。令條を。引きし。補割。しきあるべし。

六位。内外物位。勲二等。年廿一。以上。為位分資人。八年一替とある條といふ。

もとより。なれいなる。なり。又六考。以上。なる。なれば。

なり。なれば。なり。なれば。何事。も。なれば。長上番上。のなり。

へきなり。

ともなるべき。軍功。令。なり。戦功。のなり。なれば。かれば。なれば。

敬仁。太宝三年八月甲子。大宰府請。有勲位者。依番直軍団考。滿。日。送式部。一同。

聽直。服国。勤務。上。經三年。折。當国考。滿。之年。送式部。選。同敬位之例。其身物。

時務者。国司。商量。充。之。年限。考。第。一。国。町。任。之。例。あり。なの。称。大宰。の。称。諸。

国。一国。なれば。六考。以上。ハ。なり。なれば。外国。の。勲位。なり。なれば。在京。の。勲位。

式部。式。なれば。在京。勲位者。上下。於。省。考。選。叙。法。並。同。敬位。之。例。あり。なれば。

ならば。なれば。なれば。なれば。令條。なれば。

上日。なれば。なれば。なれば。なれば。なれば。

たゞ服色なれば官位令の義解よ。

ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）

ばかりのいとも尊くてすちすちしくかしこき制度なり。
近代令とて軍一品を一位に二品を二位に三品四品を
四位三位にあて親王八品を以て公卿なりと云
流あり。王八王公八公とも列侯なり。後世大臣物部行平に
公卿いなり。王とは公八公とも列侯なり。後世大臣物部行平に
いひてよりなり。續日本紀慶雲三年正月壬辰定式射線位親王二品諸王正位つ
新中外院布甘端中院甘五端内院甘端三品四品三位一番中外院布十五端中院甘端内院
甘五端とあり。これ流のなり。考つれども夫れ子孫絶ハ代ハ
三品の家なり。後次王位の一位の上なれども夫れ子孫絶ハ代ハ
あくまで親王なり。なり。王位ハ多し。宰相と雖ども差別なり。
位とは別恭行王の廟次なり。なれども侍なり。式流ハ
もたねばいろいろ物なり。少しわるくいろくくもれをいん
よりて官位令義解に親王称号別於諸王とあり。無一品
て一品と一位なり。三四品と三位なり。

一品一位に的當せし何の料に二の名をたてし親王とも
一位とも諸王の一位に混れ申せしとは名目を
へらしたるなり。諸王ともいきれてあるなり。
て一品と諸王の一位なりといひてよりなり。儀式延喜式
日節會條に武部恵録率史生省掌寺主標自顕陽堂北第
南折十五丈主親王標次太政大臣標次左大臣標次大納言標次中納言標
右大臣標次大納言標次中納言標
次第とあり。料の如なるべし。式令に元文武職事散官朝
参行主各依位次為序
の親王一位大臣にも絶席して上ましい。
義解に左右大臣見親王及太政大臣動座あり。此
親王三四品なり。大臣三位の人動座なるべしなり

あるまじきや何事もこゝろにまかせぬ恭者たるべしたゞ
もとゝはしるべきの人何ものとてこゝろ此まゝにの源は官位
令に親王一品太政大臣二品左右大臣諸王諸臣正従一位
太政大臣正従二位左右大臣とあり官は五位大臣にて
一二品と一二位とをおもひたれど一品を一位二位と斗米
えぬ事はいにしへは四品親王八位卿ホあるべきいとうとうき
ゝ事なる故位田食封の差降なくとゝのはねばいにしへ
いまゝ流なのいて官位令のこゝろを流てぎ惑をはらしむ
事ゝ云ふおもせまゝ親王位とはれ三公と一二品とを
當し諸臣位とはれと一二位とを学て位人の品格と

よりて同官なれ尊卑とはれる人とは式文に親王諸臣大臣
平と諸臣とを左右とし親王大臣は左とあるは左とあるは左は親
臣大臣は中とて相敵せはるれはとあり尊卑と位とをもとゝ
あるなり官に據て位をたしなしとは式部式に凡諸王諸
臣任大政大臣者不得以親王為左右大臣但得任八省卿
云とあるなる故ハ諸臣大政大臣親王左右大臣
とはもとゝ河内物部ハ親王上とは法れと妨なきゝ
くなれと三公出なくて官廳よりきて政をする河内国道
德をもて儀刑とする職なれとをもとゝ紀と
諸臣の下とはつくきとあるべし諸臣国の河親王を左右
大臣とはなれとは省略なり　学者廳とはとは大

位と列席するの者き氣てしく文物者と先位の上
これ法令なれども世者なれども授官なるも親王ゑも同
じ者なれども事の上とて帥以下事も準ずれば位
不分明必卿を用ひべき時も参議を代官とする例なり。
儀式延喜叙位の條に卿式部の叙親王大輔叙三位以
上及四位参議少輔叙五位以上親王位卿大輔帯参議者
令権輔授之とあり。江家次第に二省卒叙人参入先親王叙人の
次式部卿代必参議とある故に僅に法皇の下に位す。
諸王八天皇の子孫なり。皇子皇女なり。
されど天武天皇の四十八階まで八親王諸王位階とする
しかるに諸位に別なるは大寶令より諸位を
混して親王と異なる制なれば世代を経へて
法皇よりはるの事なり。選叙令に凡應授者親王四品
諸王五位諸臣初位以上とある文八親王四品より諸
王一位なりとおなじ。諸王五位より諸臣一位と行上
とあるこれ事迹八年叙三位以上を公卿と
いふなり。位次をもつて年とするなり。儀式
節會の標に内弁次中納言標三位参議非参議三
位王四位参議少退在此列次王四位五位標次臣位標次在位
標とあり。公卿の階と王氏の標を別にしるしたる

注はれたる王の公卿の下なりも也けり
なれば延喜式部式に諸王任大臣者不得以諸王
為左右大臣大臣とは大臣と絶席の上なり官職令大臣注
右大臣とは共に絶席して下なり列なり云々と云ふ
列席なれば好なり親王任左大臣者得以諸王為右大臣俱親王
諸臣不得為左右とあるも諸王大臣諸臣大臣なりゆえと
なき事なれども官の行立の標に王四位参議は三位の列なり
なれば臣参議と云ふなれば四位五位なりなれば
位次なれば皇親と共に世なれば初めは位と位
とは別の位なれば王四位五位なれば立なりてはめて
臣四位と云ふなり本文儀式上に見ゆ衣服令に諸王礼服云々二

位以下五位以上並浅紫衣とあるとても諸臣の緋袍に
混ずべきなり故に家次第叙位議に次叙
王氏在一位書後五位下之次書叙書に書の字なり
後五位下と書たる我の次に行まうなり
なれば後五位下の第一位なれば云々なれば
王氏断絶なれば世なれば云々なる実を失ひたるなり
故実資大臣記に
書於四位上云々注に四位上とは四位五位下と上なり
の後五位下と上なりとも王氏此説なり故実
の遣まるるなり行立の標に令有なり中古よりは花山院
源氏伯に任じて王氏に復す王氏はなれのなり侍客の日記の
叙位のなりなるに某王延喜伊後某王天暦
なりなるなるなれば他名なるなるなるなるなるなるなる
叙位次を
牛なるなるなるなるなるなるなるなる世数いくばくなるなれば皇親の限
なるなるなるなるなるなるなるなる選叙令に凡蔭皇親者

親王子、從四位下、二世王といふ、諸王子、從五位下、天子の曾孫、玄孫、古記に增
三世四世王
世とあり、其五世王者、從五位下、子降一階、庶子又降一階、親王
の曾孫なり、これ九族の外なれども皇親なるゆゑ、五位なり、
されど緋を着て諸臣と位次をなす、後八五世のみを及び、六位上を叙四位
とあるなり、とあり、これ今條の叙法なり、次に慶雲三年二
月の格、史に
とあり、今五世之王雖有王名、已絶皇親之籍、皇親の籍
とあり、正親司にある諸王のうちをのせたる名帳を
いふ、五世王にあたるものはこれ、くの帳にのせずして、
親王之恩不勝絶籍之痛、自今以後五世之王、在皇親之限、其
兼嫡者、相兼為王、とあり、これより五世王にも嫡子は皇親
着紫の五位、諸臣正四位上の上なり、史に霊亀元年九月詔を下
るに、愛初なるのゆゑに一位階の上下に准ずるなり、本文缺文なり、
名はつぎに二世王八從四位下に叙し、今條のごとく史の叙位を移さず、天平元
年八月の勅、今條五世王嫡子以下、娶孫女王生男女者、入皇親、
之限、とあり、六世王八、兼嫡の人より外八皇親とせざるな
慶雲の格條なるを、二世女王のほかハ、嫡子なりとても皇親
に入るべきなり、世数を多くせざるゆゑ、いとよきなりとあるなり、
叙位の法を篤きに似たり、次に神護景雲元年夏四
月辛巳、始授諸王四世者正六位上、五世者從六位下、其朝服、
用纁色、と史にあり、六世の皇親いまだあらず、七位と
も降さんとにはいまだ、へられず、從六位下とも
ありてしかも史に、神護景雲三年正月辛未、御
大極殿受朝、是日勲六等以上、及有七位、而帶職事、

者始着當階之色列於六位之上六位諸王着纁者次之[illegible]後六位下の諸王四六位上の[illegible]の上[illegible]の上[illegible]の[illegible]の[illegible]の

の勅によれる未詳しかり。依令五世之王雖得王名不在皇親之限爰
遠慶雲昇居親限如聞頑闇之輩苟矩蔽禄惜養庸流
名為已亂遂附屬藉以汚宗室疵徒遠禍於一己同忝延顰
於七廟朕所以丁寧遇於再三曾不改悟跡長奸盬靜言
其幣深合懲清宜停後格一依令條云云とあり。されど
世数を令條よりたりて四世五世王に賜禄の六位に叙
せらるべし。十五年の條のまたあり。しかるに類聚国
史にはこれの叙位を載せたるをみるに六位の王氏も数あり。
嵯峨天皇、ときに姓をたまへり。親王の子の姓なり
ありしなきやうにかりて男のきりを源平なりしなり

延喜天暦のころ、まことにて世数にかかりて親あり臣
たるべし。其王にたまへる人に皆源に姓をたまへぬもあれ
三世四世の孫にきこえあり。次天暦以降に断絶したる
あり。されど、ときあるに次ぐ事の次第うたがはしきもの賜
女王禄儀にあり。男王の儀にかく。（女王に賜ものみなく数のみ
すべて皇親のまたかり。）
法師の位階に僧綱を置きて後、道徳を崇ぶ。
位階のはじめなりしなり。天平寶字四年よりはじめ
て此事あり。そのつぎに傳燈位あり。傳灯入位傳燈住
位傳燈滿位傳燈法師位大法師位と次第昇進す。修行位
あり。修行入位、住位、滿位、法師位、大法師位。大法師位と上
まことに

大法師の位にて伝灯を授くも、修行を強るも、一度史生は延暦廿二年大法師善謝とうゆ、ひとし、居住の位号に、俗にいはゆる延暦廿四年修行大法師栄魚、伝灯大法師勝虞なりしなど、と昇進す、殘根よ、慈恵、伝灯、行業、修行大法師安なり、

と、方ときなる、修行位を強て更、伝灯を強るまあねと、名八九階にて、も、貴八五階に、これも俗位まあつるよ、大法師位と四位よ、二色の法師位と五位よ、（ほうしのふみのかみ）ある按とあり、満位と六位よ、位位八七位よ、入位八八位まあるうて、（ほうしのかみ文）ある按とあり、上階と判按とあり、（ほうしのかみ文）ある按とあり、当る八大とい、費殘のあるとい、大法師位と、僧中の一位なり、（位）ある（れんと）、（位）ある（位）ある（位）ある

文續日本紀ニ天平寶字四年七月庚戌大僧都良弁少僧都慈訓律師法進等奏ス良知識勲庸素ヨリ僧位ノ名業ヲ以テ褒賞ト云フ無用證真之誠不差行位詐勸流浪之徒今者僧教將衰細但稍怠者無褒貶何顯善惡望請制四位十三階已位八位位位

天長九年、円講傳燈入位僧、定とふあり。類聚国史この円講ハ何のゆゑあんなる寸。又俗位を授ひたるすもを。天平元年八月癸亥、又勅唐僧道榮、身生本郷心向皇化、遠渉滄波作我法師、加以訓導子男令献大瑞宜擬従五位、猶仍施緋色袈裟并位禄新一依令條、史ゆゑ。二色九階の位ちハはきこ。こゝ位禄のことハ。

正位ゆゑ寸。擬ハなをゆゑあること。天平神護二年十月、圓興禪師を法師ゆゑ。（詔ハ法位ゆゑ、位ハあら寸職ゆゑ、位ハ正位上ゆゑ）

基真禪師を法参議大律師として正四位上を授ひ。ゆゑ史。こゝに黒衣宰相として、儀ゆゑ領参ゆゑ。

道鏡ゆゑ改ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。

位を授けるべきの儀なり 貞說の史より法位は師位大行師位
とふべきなり傳灯は修行位なり 延暦廿一年 修行法師、定員
類聚國史より修行法師先聖 傳灯修行二位おなじなりあり 延暦廿三年 修行傳燈法師位瞻福貞觀三年 傳灯
年 なりとあるなり 修行貫大法師真如 なりとあるなりなりて除の位なりなり 斷絶して傳灯位のみ
なり 入位位位より叙するは八年にして滿位よりきはめ
事となるなり 八位位階を紫易なるなり 六位以下 八位位階上一階なり 同じ なりなり 僧
位と三階なり 史 三代格 類聚 貞觀六年二月十六日 美國制
定僧綱位階 詔曰國典所載僧位之制本有三階滿位法
師位大法師位是也 本制に二色九階なり 三階はもとの方法なり 制度 奏法の文 奏法の文 奏法の文

據して知べきなれども此法印者の三階なる僧綱あを叙
せる制なるをもて非僧綱も叙せるまゝなるべし
史元慶七年三月廿六日壬辰勅授延暦寺座主傳燈大
法師位圓珍法眼和尚位（法眼もおなじ品位なれど位を選ばれたるなり）
（僧の位を叙したるなり）（延暦のころ傳灯位を叙せる
事ハ法ハ法ハ法眼法ハ法ハ法ハ傳綱の位階
ハ法ハ法ハ法

十四階、正六位上二階、すべて十九階あり、これ今條の制度なり。天平勝宝元年、東大寺八幡宮を位階をたまはれり。そはめくあり。史、十二月丁亥、大神、祿宜佐太朝臣社、女祥、東大寺、天皇、太上天皇、太后、亦同行幸、亦同奉、大神一品、比咩神二品、二年四月戊申、奉充一品八幡大神封八百戸、位田八十町、二品、宇佐神封六百戸、位田六十町、一品八十町、二品六十町、ある封戸の数、ここに田令と、とくこと、たがつ。世附、神田神封をよせるべきことなり。此時代、位階をたまはるべきなり。外位を内官に叙、爵位を勲功ある人にたまはる上の六位上を叙、位階は二きの階を賞れるべきなり。つくべきなり。

尊卑の階級

神武天皇、即位、元年、春正月、辛酉朔、皇天、降、瑞、以、大和、国、橿原、宮、即、天、皇、位、是、歲、為、天、皇、元、年、春、二、月、己、巳、朔、丙、辰、天、皇、詔、曰、我、皇、祖、天、照、大、神、高、皇、産、霊、之、所、生、之、子、正、勝、吾、勝、勝、速、日、天、忍、穂、耳、尊、之、子、瓊、瓊、杵、尊、当、来、而、治、之、国、也、爾、皇、孫、就、而、治、焉、宜、爾、皇、孫、之、所、之、国、正、当、聖、明、之、時、也、爾、皇、孫、之、所、之、国、豈、不、然、乎、爾、皇、孫、之、所、之、国、宜、爾、皇、孫、就、而、治、焉、宜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

母の中に若干せし小野へ尼いとくしの人しいい
遣しまつりし母小納言はいかにとあるめとおお
ちあきたるもいとかりしかくしはいとこうあ
りしのこころのもちもいとこうこそはあり
ものあるやうにこそれなれ淳和の御位二位と二位と車
よりはのすしたる所太政大臣二位とも位なるよりはいと一位なりとも
こそれは地下一位院なりけるは二位
本位大臣なりけるは二位といとこ神よりかりしても
あるまいきかしこ車よりはのすしたる人にけてたる人
ぬしは神しうるはしとかうしられは母はそうてたる
ものぬとあるはなとなる侍事なりはなる陽成の御四

位以下逢一位五位以下逢三位以上六位已下逢四位以上七
位已上逢五位以上皆下馬餘非應致敬者段敬とべき人とく
外しん面司の指定
四しく伯叔兄男子列
位所でんき男人ある人をも皆不下とあるまつてのりをれは神
八神人の人類をえらして為はしうす位階の本文を
論べきあるす今ときの車をかふ地下のるまをを
のふも門外八條の人路しん神境よあり寺下馬の車を
べきはあるべきの下車せり人くを格列の敬神なり
位作りん人を辨ぜられんをもつて神境よあるをんを凡
人をるせはんし不敬なる車をしあるべきの人をし
一位大臣の第宅の前を下車して過るをいかにをきう

次武文ハ途中ニ親逢ひたる時のはらとほく列参なるを不細あるを以上ハ上ハ又途中の礼
節にて論せん（中略）四位の少納言二位ニ下
るせけるハ非本議の二位の中ニ大臣よりてハ当日の長
官武文ニ應致敬者ニ成人ニ下馬せけるアリ
ヤはれしの武の下文ニ應下者乗車及陪従不下
とあれを二位と四位との位ハ二ニ位ニ振ニ
ハ人ニ成へき似ち神と人とのはらを
なしてはまるをけるあるいんはけなきを為なり
くアとれる世の物言人ハ人ニ成やもつ事

なれしを後世いとあやしてなん神ニ参るを
幣ハいしは下ハ下ハ為ハ以ハ路を祈
本穀奉幣ハ頒のして孤ハをえうきまくれを
ハ類懸帯なる事なれを神を神を学ぶ
事なを神陪人陪ニ成ハ故ハ事なをしそれ是
は神をいやまいのふあまのふ事しいてきを
つるなれを日本紀ハ三代の故事ハ改正の名
ハ事なを雲ハ孫命ハ学ぶ者なれ神ハ神
ニ学ぶ者て奇く妙なるのあるなをいやま
ひまりてあるよ次へきよ尊卑の階級をはんり

[illegible]

[illegible]

文化二年[illegible]月廿三日[illegible]園[illegible]記文定右[illegible]

石原[illegible]門正明述

尾陽東壁堂藏目録之内歌書之部

古事記傳	全四十八冊	玉勝間	全十五冊		
神代正語	全三冊	地名字音轉用例	全一冊		
神壽後釋	全二冊	萱花	全二冊		
玉くしげ	全一冊	美濃家苞	全五冊		
古今遠鏡	全六冊	同拾遺	全三冊		
天祖都城辨々	全一冊	曆朝紹詞解	全六冊		
御僊行長哥	全一冊	紐鏡寫辭	全二冊		
源氏物語多枕	全一冊	萬我のは禮	全一冊		

萬葉集略解　全三十冊
後選集新抄
遷宮物語　全三冊
墾田緣記　全一冊
あさのもみぢ物語　全二冊
多〻隨筆　全五冊
冠位通考　全一冊
江戸職人哥合　全二冊
尾張家法と　全九冊
伊勢物語　全二冊

鶉衣　全十二冊
枇杷園七部集　全四冊
同　發句集　全四冊
同　雀芝集　全五冊
狂哥　初日集　全二冊
同　夕菟集　全二冊
同　孤心集　全一冊
同　不卜集　全二冊
同年中行事　全二冊
同作者系類　全二冊

藤園堂
250

愛知県
1103266905